

## AAM 対 Neapco 事件及び FTC 対 Qualcomm 事件の状況

2020 年 10 月 29 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原

10 月下旬には、現在米国内で注目されている2つの事件、1. 特許適格性(101 条)に関して争われている American Axle & Manufacturing(AAM)対 Neapco 事件と、2. 標準必須特許(SEP)のライセンスに関して争われている連邦取引委員会(FTC)対 Qualcomm 事件について、以下の動きがあった。

### 1. AAM 対 Neapco 事件の状況

連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)判事パネルは 10 月 23 日、AAM 社が「最高裁に上告(裁量上訴:writ of certiorari)するため」として提出した、地裁での再審理に関する手続停止申立を否認した。これによって、AAM 社は最高裁に裁量上訴した場合であっても、地裁での訴訟手続にも対応しなければならない状況になった。

CAFC 判事パネルは昨年 10 月<sup>1</sup>、「AAM 社の特許における『振動を抑制するライナーが付けられた駆動系プロペラシャフトを製造する方法』に関する複数のクレームは特許法第 101 条の下で特許適格性を認められない」との地裁判決を支持した。そして、CAFC 判事パネルは今年 7 月<sup>2</sup>、AAM 社による CAFC 大法廷再審理申立を否認するとともに、一部のクレーム(クレーム 1)について地裁での再審理が必要としていた。

23 日付命令で CAFC 判事パネルは、「手続停止申立の認可は『回復不可能な損害(irreparable injury)が生じる可能性の証明』を必要にするが、AAM 社はこれを証明しなかった。最高裁が CAFC 判決を覆せば CAFC は最高裁判決に従う事件処理に向けて命令書(mandate)の撤回を求められるものの、命令書の撤回は『回復不可能な損害』でない。また、該複数のクレームの一部について地裁で訴訟手続が続けられるが、これは『回復不可能な損害』になり得ない」としている。

この命令に対して Moore 判事は同意意見を提出し、その中で、「『AAM 社は”回復不可能な損害が生じる可能性”を証明しなかった』との判断に同意するが、同社の裁量上訴が認可される合理的可能性はある」とし、さらに、「最高裁は『控訴裁判所間の相違』を解消するために裁量上訴を認可する方が多い一方、CAFC の現状は『控訴裁判所内の激しい分裂』であり、『控訴裁判所間の相違』よりも悪い。特許訴訟を扱う米国の唯一の控訴裁判所である CAFC は、特許法第 101 条の均一な適用方法について途方に暮れている。CAFC は、判事パネルで左右されてしまう法体系を徐々に作ってしまい、米国企業が予見性と共に投資する能力を損ねている」としている。

### 2. FTC 対 Qualcomm 事件の状況

連邦第 9 巡回区控訴裁判所(9th Cir)は 10 月 28 日、FTC が提出した大法廷再審理申立を否認した。FTC は最高裁に裁量上訴するか否か明らかにしていない。

9th Cir 判事パネルは今年 8 月<sup>3</sup>、Qualcomm 社が自社の SEP に関して、ライセンス料を携帯端末の売上の 3.5~5%などに設定し、携帯端末メーカーがライセンス条件に合意するまで自社のモデムチップを販売しないなどとしていた一連の商慣行が反ト

<sup>1</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/us/2019/20191010-2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2019/20191010-2.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/us/2020/20200820.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2020/20200820.pdf)

<sup>3</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lpnews/us/2020/20200812.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2020/20200812.pdf)

ラスト法に違反するとした地裁判決を破棄していた。

28 日付命令では、9th Cir の判事の中で大法廷再審理を行うことに賛同した者はいなかったとしている。

(以上)